

平成28年第1回置戸町議会臨時会

平成28年 1月29日（金曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 2号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 4号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第7号）

日程第 7 議案第 5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第 6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第 7号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第 8号 財産の取得について

日程第11 議案第 9号 工事請負変更契約の締結について

日程第12 議案第10号 工事請負変更契約の締結について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 2号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 4号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第7号）

- 日程第 7 議案第 5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第 6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 7号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第 8号 財産の取得について
- 日程第11 議案第 9号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第10号 工事請負変更契約の締結について

○出席議員(10名)

1番 前田 篤 議員	2番 澁谷 恒 壹 議員
3番 高谷 勲 議員	4番 佐藤 勇 治 議員
5番 阿部 光 久 議員	6番 岩藤 孝 一 議員
7番 小林 満 議員	8番 石井 伸 二 議員
9番 嘉藤 均 議員	10番 佐藤 純 一 議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町 長 井上 久 男	副 町 長 和田 薫
会計管理者 鎌田 満	町づくり企画課長 栗生 貞 幸
総務課長 菅野 博 敏	総務課 参与 東 誠
産業振興課長 坂口 博 昭	施設整備課長 大戸 基 史
地域福祉センター所長 鈴木 正 美	施設整備課技監 高橋 一 史
施設整備課長補佐 名和 祐 一	総務係長 芳賀 真由美
町づくり企画課財政係長 小島 敦 志	

《教育委員会部局》

教 育 長 平野 毅	学校教育課長 蓑島 賢 治
------------	---------------

《監査委員部局》

代表監査委員 本間 靖 洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 田中英規

臨時事務職員 中田美紀

議事係長 尾俊輔

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成28年第1回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 前田篤議員及び2番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第1号から議案第10号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第12 議案第10号 工事請負変更契約の締結についてまで

————— 10件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3、議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第12、議案第10号 工事請負変更契約の締結についてまでの10件を一括議題とします。

○佐藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第1号は、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。また、議案第10号につきましては、工事請負変更契約の締結についてでございます。議案の内容については、総務課長よりご説明を申し上げますが、この間の議案それぞれについては、所管の課長より議案の内容についてご説明を申し上げます。

○佐藤議長 まず、議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、議案第1号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、左側が改正案で新旧条例文の対比を掲載しております。第4条第2項で、期末手当の支給率を年間0.1ヶ月分引き上げ、4.15ヶ月とするよう改正するものです。6月支給は、0.05ヶ月引き上げ、支給率を100分の195を100分の200に。12月支給を0.05ヶ月引き上げ、支給率を100分の210を100分の215に改正するものです。

本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものといたしております。

なお、附則第2項で、平成27年度に限り12月支給分を0.1ヶ月分引き上げ、100分の215を100分の220の率により支給することといたしております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第2号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容についてご説明いたしますので、議案第2号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

常勤特別職につきましても、議案第1号と同様、期末手当の支給率を0.1ヶ月引き上げ、年間支給率を4.15ヶ月とするよう改正するものです。6月支給は、0.05引き上げ、支給率を100分の195を100分の200に。12月支給を0.05ヶ月引き上げ、支給率を100分の210を100分の215に改正するものです。

本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものといたします。

なお、附則で、平成27年度に限り12月支給を0.1ヶ月引き上げ、100分の215を100分の220の率により支給することとしております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第3号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。総務課長。

○菅野総務課長 議案第3号についてご説明申し上げます。

議案第3号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条 置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、平成27年度の人事院勧告による給与改正に基づく改正となります。

最初に、人事院勧告の内容について説明いたしますので、議案第3号説明資料、平成27年度給与勧告の骨子をご覧ください。

今年度の人事院勧告は、昨年8月6日に勧告されました。勧告内容ですが、月例給ボーナス共に引き上げと、給与制度の総合的見直しであります。月例給の引き上げは、民間給与との格差0.36%を埋めるため、平均0.4%引き上げを基本に給料表の改正をするものです。ボーナスは、現行4.10月分を4.0月分に0.1月分引き下げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分するものです。平成28年度から、6月、12月の勤勉手当支給率を、それぞれ0.5ヶ月引き上げとなりますが、平成27年度においては、12月手当の勤勉手当の支給率を0.1ヶ月分引き上げて支給するものです。次に、給与制度の総合的見直しについてですが、28年度において実施する措置として、単身赴任手当の支給額の引き上げを行うものです。

以上が今回の勧告内容の主なものとなっております。

それでは、条例改正の説明に入りますので、議案第3号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、真ん中が第1条関係で、今年度実施する給与改正に関する改正内容で

す。左側が第2条及び第3条関係で、第2条は、平成28年4月1日から施行。第3条は、附則の改正であります。

まず、改正案の第1条関係をご覧ください。

置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の4、勤勉手当に関する支給率の改正です。期別支給分を0.1ヶ月分引き上げ、100分の75を100分の85に改正。再任用職員にかかる支給率を0.05ヶ月引き上げ、200分の35を100分の40に改正するものです。勤勉手当については、本年6月期、12月期の手当については支給済のため第1条の改正において、本年は12月の勤勉手当を引き上げ、12月1日より適用して支給するものです。

次に、左側の第2条、置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。この改正は、第15条の4、勤勉手当の6月、12月支給分を第1条で改正した支給率100分の85を100分の80に。再任用職員にかかる支給率を100分の40を100分の37.5に改正するものです。平成28年4月1日から施行となります。

次に、後ろのページの附則の改正です。

第3条 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第24号）の一部を改正する条例は、平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額を、平成28年4月1日から引き上げによる改正であります。

本議案にお戻り下さい。

別表1、第4条関係につきましては、給料表の改正となります。

次のページから改正に伴う給料表になります。

なお、別冊で新旧比較給料表、平成27年度適用分として本年度給与改正適用分に関わる給料表を資料として添付してありますので後程ご覧願います。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日より適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項として、第1条の規定による改正のうち、第15条の4第3項の勤勉手当の改正規定を除く改正後の給与条例の規定は、平成27年4月1日から適用するものです。

以上で、第3号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第4号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第4号について説明をいたします。

平成27年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

平成27年度置戸町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,346万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,193万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）の6ページ、7ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）、別添のとおり）

○佐藤議長 次に、議案第5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成27年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めることによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,148万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして説明いたしますので、別冊の平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

○佐藤議長 次に、議案第6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第6号の説明をいたします。

議案第6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,089万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきまして説明いたしますので、別冊の平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、4ページ、5ページをお開き

下さい。

(以下、記載省略。平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

○佐藤議長 次に、議案第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。
総務課長。

○菅野総務課長 議案第7号について説明申し上げます。

議案第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

平成27年度置戸町の下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,344万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして説明いたしますので、別冊の平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

○佐藤議長 次に、議案第8号 財産の取得について。
産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議案第8号 財産の取得について説明いたします。

次により、町有林の売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1. 取得財産の所在、種別、数量につきましては、議案に記載のとおり、土地の取得面積は、置戸町字秋田946番地外9筆の合計10筆の山林、1,114,127平米。立木本数、69,149本。立木材積、30,831立米。
2. 買収目的は、町有林として取得するものです。
3. 買収方法は、随意契約です。
4. 買収金額は、5,093万635円で、内訳は土地購入費として557万635円。立木購入費として4,536万円。
5. 買収の相手方につきましては、常呂郡置戸町字北光48番地44、農事組合法人北光産業組合組合長理事堀内悟。

なお、平成28年1月22日に仮契約を行っております。

訂正をさせていただきます。1番の取得財産の数量、立木本数につきましては、69,419本でございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第9号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第9号 工事請負変更契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号につきましては、昨年8月3日開催の第6回臨時議会において、議案第47号で議決後、12月16日第9回定例議会で一部変更させて頂きました、旧ふるさと銀河線常呂川第1鉄橋撤去工事について。主な変更理由は、取り壊しに伴う処分費及び仮設工法の変更により工事費が増額となったことにより工事請負金額の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

記。

1、目的、旧ふるさと銀河線常呂川第1鉄橋撤去工事。

2、金額、変更前 5,910万8,400円。

変更後 6,114万9,600円。

3、相手方、常呂郡置戸町字置戸255番地の22、株式会社遠藤組代表取締役遠藤耐藏。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○佐藤議長 次に、議案第10号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第10号 工事請負変更契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号につきましては、昨年12月開催の第9回定例議会において、議案第72号で議決頂きました、境野浄化センター改築工事について。主な変更理由は、汚泥を処理する嫌気槽の壁面コンクリート補修の厚さが増えたことにより工事費が増額となり工事請負金額の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

記。

1、目的、境野浄化センター改築工事。

2、金額、変更前 5,098万6,800円。

変更後 5,275万8,000円。

3、相手方、常呂郡置戸町字置戸22番地の3、北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第1号から議案第10号までの提案理由の説明を終わります。

これから、議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例から、議案第10号 工事請負変更契約の締結についてまでの10件を一括議題とし質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第2号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第3号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第4号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第7号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第7号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 農地中間管理事業に要する経費のところですが、全く無知なものですから聞くというふうに考えて頂きたいのですが、単純に23戸となっていますけれども、戸数で単純に割り返したら、1戸辺り1,000万ぐらいになるのかなという計算になるのですが、そうはならないと思いますけれども、この交付金というのは各戸に行き渡った時に税金とかっていうものはどういう扱いになるのですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 個人タイプの耕作者集積協力金につきましては、個々の農家に反2万円で分配して参りますので金額が面積によって違って参りますが、一時所得として課税されます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 関連します。これは前回の常任委員会で審議した資料に基づいて若干お聞きしたいと思いますけど、地域集積協力金の1地域531.06ヘクタール。そして、個人集積が516.34ヘクタールということで、14.何がしの差異が生じてい

ますが、この部分については、どういうことで差異が生じたのか説明して頂きたいと思
います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 この面積の差異につきましては、耕作者集積協力金の方は、第4号
の説明資料にも書いてあるとおり、交付対象要件として、機構の借受農地等に隣接する
農地ということで今回、勝山地域においては、まとめて利用権設定しておりますので、
その中で2筆以上隣接していなければならないということで、飛び地になっている農地
については、耕作者集積協力金があたりません。そのための差異となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○佐藤議員 地域集積協力金については、531って全体面積多いんだけど、協力者の部
分について516.34、14.69の差異というか2・3戸分が少ないんだけど、そ
の部分というのは今言った、2筆以上隣接しないのでそれが対象になっていないとい
うことで、逆に言えば、地域集積協力金の部分については2筆以上隣接していなくても、そ
れは地域集積協力金の対象になるという、そういう判断でよろしいでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 はい、そのとおりであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 従来、農業者がこういった個人間で賃貸借といいますか、農業委員会
の許可を受けて賃貸借している、この地域の権利関係については、中間管理機構、農業
公社を通して一括グリーンファームに賃貸される、そういうシステムだと私は理解して
いるんですけど、そうすると従来のそういった権利関係の部分については、一切これ以
降破棄されるということで理解してよろしいでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 それぞれ今回、利用権設定にあたりましては、農地法第18条第6
項の規定により、合意解約をしてから利用権設定をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 ということは、この事業がスタートしますね。交付金、今年27年度
の予算で。そうすると、その段階で利用権の設定というのは従来の部分については解約
されて、そういったことで進むということでよろしいですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 はい、そのとりでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 この協力金の使途について伺います。1億4,800万円ですね、こ

の部分についての協力金については、勝山の受けてである勝山グリーンファーム、法人が受けて、将来的にその法人が事業のように資するための資金として国の方から交付されるというふうに認識しておりますが、これらの1億数千万円のお金というのは、将来的には、10年計画で10年間の使用貸借で23戸の農家から借り受けするわけですが、10年間の使用貸借が終わった段階で買い取りする場合についてのそういった資金の準備金にあてることができるのかどうか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 一点ですね、今回の地域集積協力金全てが勝山グリーンファームではございません。肉畑経営農家、それから、中里、安住の酪農家のグループの集積含めて、531.06ヘクタールということになっておりまして、この地域タイプの集積協力金については、地域の話合いを母体として、人・農地プランの話合いを母体として、地域内で話合って用途を決める、用途は自由ということになっていきますので、今、佐藤議員の言ったように、勝山グリーンファーム、それから、それぞれの農家が用途については決められることになっておりますが、地域のためということもございますので、それには行政も話合いには参加して、地域内で話合って決めるといこととございますので、一つには、佐藤議員のおっしゃったとおり、将来的には農家の財産である農地を買い戻す、資金の一部にあてるといことも当然出てくるとは思いますが、これらについてはそれぞれの、まずは地域の中で話合いをして決定していくということになると思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 これらの農地について利用集積して利用権を設定するわけですけど、当然、地主といいますが、農地の所有者については、毎年耕作料を払っていくと思えますけど、この耕作料につきましては、グリーンファームが受け手になるのでグリーンファームが農業者に毎年、農業委員会で設定した標準耕作料の中で決めていくんだと思うんですけど、それについては毎年グリーンファームが直接この協力者に対して耕作料を払っていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 これについては農地中間管理事業でございますので、農地中間管理機構、北海道の場合は、北海道農業開発公社が間に入って利用権を設定しておりますので、グリーンファームと、それぞれの今回の受けては農地中間管理機構にまとめて払うということで、20数戸にそれぞれ払うことはありません。機構である農業公社に払って農業公社から、機構からそれぞれの地主にお金を払うということになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 間接的に機構を通してということで分かりました。500数十町歩の土地なんですけど、これの1年間の小作料というのは、どれぐらいを見込んでいますか。当然これは、収益を受けたグリーンファームが機構にその分を払って、機構から

耕作者に支払うということなんですけど、どの程度の金額なんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 小作の単価につきましては、農地、それから上限によって違ってお
りまして、申し訳ありません、手元にグリーンファームの小作料等について資料持って
おりませんので、後程お答えさせていただきます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8 ページ、9 ページ。

7 款商工費。8 款土木費、1 項土木管理費、2 項道路橋梁費。9 款消防費。10 款教
育費、3 項中学校費。

10 ページ、11 ページ。

13 款給与費。

質疑はありませんか。

4 番。

○4 番 佐藤議員 道路橋梁の維持管理に要する経費の除雪費の委託料の増額に関連し
て、今回の未曾有の大雪で委託料が膨らんだということなんですけど、今回の大雪に関
して、行政報告はなかったんですけど、具体的に関連ということで分かる範囲で結構な
んですが、具体的に町内での被害といいますか、例えば、ハウスですとか、そういった
ものの被害だとか、公共バスは運休になったり、小・中学校の運休と違ってあったん
ですけど、あと1人暮らしの対応とかそういったことは具体的にあったのか、なかったの
か、若干橋梁費とは外れるかもしれませんが、除雪に関してということですので、知る
範囲でお知らせ下さい。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 今回の大雪によります対応なんですけれども、警報が発令をさ
れましたので、まず態勢としては企画の方で警報発令期間中待機をして、現状の把握と
町民の方々にもし何かがあった場合ということで備えたところでありまして。積雪量は、
役場裏で118センチということになってございます。それから、町民への対応ですけ
れども、前回、1年前に発生しました道道が2本通行止めになった時には、帰宅困難者
でありますとか高齢の方、それから、お子様を抱えていらっしゃる方が一部避難所等
にといましようか、福祉センターであったり、消防に駆け込んだということございま
したけれども、今回につきましては、置戸町周辺におきまして道路等の封鎖はございま
せんでしたので、そういった方々を含めましてご相談のあった方はいらっしゃいませ
んでした。それから、高齢者や1人暮らし等の老人の方への対応でございますけれど
も、これにつきましては、福祉センターを中心に電話確認、或いは、自宅訪問をして、
例えば、暖房機の排気の確認ですとか、玄関前が雪により外出しづらいという状況も
一部ございましたけれども、全てについて対応をさせていただきます、特に特別な支障
はありません

でした。農業被害でございますけれども、農業被害につきましては現在調査中ですが、現時点までで被害があったという状況は私どもの方に頂いていないと、こんなような状況になってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。9 款地方交付税。1 4 款道支出金、2 項道補助金。

質疑はありませんか。

4 番。

○4 番 佐藤議員 地方交付税で若干お聞きします。普通交付税で今回国の方で補正予算で3兆数千億円の補正が出て、その中で一部地方に交付税を配分するという、いわゆる法人税等の税額の上澄み分を地方に一部配分するということを聞いて、そういったことが新聞で一部報道されていますけど、現在、普通交付税において留保財源としてどの程度、特別交付税は除いて、普通交付税分の留保財源というのはいくらぐらいあるのか、分かる範囲でお知らせ下さい。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただ今お話ございました、国の補正予算の関係ですけれども、1月20日の日に関連法案が成立をいたしまして、補正予算が措置をされたところでありますが、その内容の中に、地方交付税の追加補正もございました。置戸町で申し上げますと、通年7月に普通交付税の算定事務が行われますけれども、そこで弾き出された交付基準額というのは、通常そのまま交付をされるということございまして、微調整、これは減額になりますけれども、調整率を用いて置戸町の場合は、今年度310万割落とされた額として、当初の決定額では23億8,300万3,000円が交付決定額として既に交付済みでございます。ただ今のお話の中の、国の追加補正の対応としては、この割りとされた分、310万円になりますけれども、これが復活をして、復活後の交付税としては総額で23億8,610万3,000円ということになります。既にこの310万円については交付を頂いたところであります。現在の予算の計上の状況でございますけれども、今回の補正後の予算計上額が21億8,911万9,000円になりまして、差し引きで現時点での留保額は、1億9,698万4,000円ということになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

ここで、産業振興課長から先程の4番議員の質問に対して答弁があります。

産業振興課長。

○坂口産業振興課長 勝山グリーンファームの賃貸借料でございますが、これにつきましては2,095万6,000円。反当たり平均しますと、10アール当たり4,208円。2,095万6,000円となります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第5号 平成27年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第6号 平成27年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第8号 財産の取得について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第9号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に進みます。

議案第10号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで議案第1号から議案第10号までの10件について質疑を終わります。

これから、議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第10号 工事請負変更契約の締結についてまでの10件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第10号までの10件について討論を終わります。

○佐藤議長 これから、議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第10号 工事請負変更契約の締結についてまでの10件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第3号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件を一括して採決します。

議案第1号から議案第3号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第1号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第3号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの4件を一括して採決します。

議案第4号から議案第7号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第4号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第7号 平成27年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 財産の取得についてを採決します。

議案第8号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第8号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

議案第9号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第9号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

議案第10号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第10号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時43分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長田中英規が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
